

令和6年度やまなしリフレッシュ農泊推進業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度やまなしリフレッシュ農泊推進業務委託

2 業務実施期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

3 目的

本県では、都市住民等が農村に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」である「農泊」に取り組む地域が増えている。

一方、社員の福利厚生や社会貢献などの活動機会を農村に求める企業や、ウェルビーイングを意識してリフレッシュする機会を求める人がいる。

本事業は、ストレスケアに着目したリフレッシュ農泊の取組を推進するため、農泊事業者が作成する「リフレッシュプログラム」を磨き上げ、モデルツアーを実施するなどして、企業等をターゲットとした新たな需要を開拓し、多くの宿泊者が農村に訪れ、農泊事業者が持続的に取り組み、もって農村地域の活性化を図ることを目的とする。

（参考）

県内における農泊取組地区：（R4）24地区

やまなし農業基本計画 県内農泊の宿泊者数：

（現況値R4）10,048人、（目標値R8）13,440人

4 業務の内容

受託事業者は、次に掲げる4-1から4-6の業務内容について、県と事前に協議の上、委託業務を実施する。

なお、本仕様書に記載のない事項については、委託業務の受託事業者として決定した際の企画提案書等の事項のうち、県の指示するものについては契約書（仕様書）に追記する。

4-1 リフレッシュプログラムの作成支援

（1）セミナーの開催

農泊に取り組む者又は農泊に取り組もうとする者若しくは団体（以下「農泊事業者」という。）を募集し、リフレッシュプログラムの作成に必要な知識習得のためのセミナーを3回（1回につき2時間程度）開催する。

セミナーの開催日時及び講師については、県と協議し決定する。

なお、会場は県が確保し、机、椅子、パソコン及びプロジェクターは県

が無償で提供する。これ以外に必要な備品、器具、装置その他一切のものは受託事業者が用意する。また、県は下記4-4のモデルツアーの実施希望を把握するため、セミナー参加者等に調査等を行う。

① 参加者募集チラシ案の作成

セミナー参加者の募集チラシ案（電子媒体）の作成は、受託事業者に決定後すみやかに着手し、県が定める日（7月中旬予定）までに、県が定める方法で納品する。

納品後、募集チラシ案を県で修正する可能性がある。

募集チラシに掲載するセミナーは、下記②の業務委託のセミナーとする。

なお、完成した募集チラシは県がHPに掲載するとともに、紙媒体（A4、フルカラー）に印刷して市町村等に配布する。

② 開催時期、会場、テーマ等

ア 7月下旬（予定）、山梨県北巨摩合同庁舎（予定）

イ 8月上旬（予定）、山梨県西八代合同庁舎（予定）

※ 上記アとイのセミナーのテーマは同じで、「農作業体験や地域食材を使った料理等を取り入れた地域活性化の事例」及び「SNS等を活用した効果的な情報発信」とする。

※ 上記アとイのセミナーはオンライン併用で開催する。

ウ 8月中旬（予定）、山梨県庁本館又は防災新館（予定）

テーマ「リフレッシュプログラムを作成する上でのポイント」

③ アンケート調査の実施

受託事業者は、②のセミナーの参加者に対し、県と協議し定めた内容のアンケート調査を行う。

4-2 モデルツアーを実施する農泊事業者の選定

モデルツアーは、農村に宿泊し、農作業等の体験と地域食材を使った料理の提供、ストレスチェックを取り入れることを必須とし、受託事業者は、県がモデルツアーを実施する農泊事業者を選定するための審査基準案を作成し、県が定める日（7月下旬予定）までに提出する。

4-3 リフレッシュプログラムの磨き上げとモデルツアー参加企業等の掘り起こし

受託事業者は、4-2で県が選定した4農泊事業者へのヒアリングや現地調査などを実施し、リフレッシュプログラムを磨き上げる。

この際、県が定めるストレスケアの専門家の意見を聴取し、その内容をプログラムに取り込む。

磨き上げの期間は、県が4農泊事業者を決定した日から各モデルツアー実施までの間とする。

また、受託事業者は、リフレッシュプログラムの磨き上げと併せてモデルツアーへの参加企業等の掘り起こしを行う。

4-4 モデルツアーの実施

受託事業者又は受託事業者から委託を受けた旅行業者等は、次によりモデルツアーを実施する。

① 実施日

県がモデルツアーを実施する4農泊事業者を決定した日から令和7年2月下旬までの間において、1泊2日のモデルツアーを実施する。

② 参加者等

参加人数は、農泊事業者の受入体制に応じ決定し、リフレッシュプログラムの運用に支障のない範囲内で親子での参加ができる。

③ 実施方法等

ア モデルツアーの開始場所及び終了場所、交通手段は参加者の利便性を考慮したものとする。

イ モデルツアーに要する経費の一部（農家への謝金、食材費）は県が助成するので、それを勘案した上で適切なツアー参加料を設定する。

ウ モデルツアーの広報を行う。

エ 記録写真の撮影を行い、モデルツアー終了後おおむね1ヶ月以内に県へ報告書を提出する。

オ モデルツアーの参加者に対し、県と協議し定めた内容のアンケート調査を行い、その結果を分析し、エの報告書と併せて県に提出する。

4-5 先進地視察研修

「農泊」を推進するため、農泊事業者を対象に優良事例の視察研修を実施する。視察先及び実施時期は、県に協議して決定する。

4-6 インフルエンサーを活用したプロモーションの実施

ソーシャルメディアにおいて一定の影響力をもつインフルエンサーを招へいし、山梨県の農泊の取り組みやその魅力を発信する。

① インフルエンサーの選定

ア 首都圏に在住もしくは活動拠点としていること。

イ Instagram等のSNSで定期的に情報発信をしていること。

ウ 本業務を理解し、山梨県の農泊をPRすることができること。

② 実施方法

インフルエンサーは、4つのモデルツアーに参加し、リフレッシュプログラムの内容や魅力について、自身が有するソーシャルメディアにて県が指定するハッシュタグをつけて投稿すること。

5 進捗管理

委託契約締結後、速やかに委託業務に着手することとし、県の求めに応じて進捗状況の報告を行うこと。

6 報告書等の提出先

山梨県農政部農村振興課農村整備担当とする。

7 事業成果の取扱

(1) 事業成果の報告等

委託業務が終了したときは、委託業務の成果を記載した業務完了報告書を県に提出するものとする。

(2) 事業成果の帰属等

- ① 委託業務により受託事業者が制作した著作物の著作権、意匠登録を受ける権利及び商標登録を受ける権利は、県に帰属するものとする。
- ② 受託事業者は、委託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

8 留意事項

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務の実施に必要な経費については委託料に含めるものとする。
- (3) 委託業務の遂行に際しては、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- (4) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに県と協議を行うこと。
- (5) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (6) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (7) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (8) 受託事業者は、県が必要と認めるときは、委託事業により制作した成果物を随時県に提供するものとする。

9 その他事項

(1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に県の承諾を得るものとする。

(2) 仕様書の変更について

受託事業者は、委託業務の目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について県と協議し変更することができるものとする。

(3) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うものとする。

(4) 紛争処理

委託業務に関して紛争が生じた場合には、受託事業者の責任において処理するものとする。